

組合事業に係る組合損失額等の損金不算入  
又は組合損失超過合計額等の損金算入に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名	( )	
組合区分	組合の名称等	1			総額	①のうち留保した金額	②
	組合損益計算期間又は組合計算期間	2	平 . . 平 . .	組合事業による当期利益 又は当期欠損の額	18	円	円
特定組合員に該当することとなった日 又は有限責任事業組合員となった日	3	平 . .	加減価償却の償却超過額	19			
組合損失額若しくは連結組合損失額 若しくは連結組合損失額の損金不算入額 又は組合損失の損金計算額	損金不算是入額	4	当期の組合損失額又は連結組合損失額 (31の①) - (18の①) - (25の①) (マイナスの場合は0)	交際費等の損金不算入額	20		
	調整出資金額	5	(38の①+②) + (45の①) - (50の①+②)		21		
	損金不算入額	6	損金不算入額 ((4) - (5)) 又は(4) (マイナスの場合は0)		22		
	損金算入額	7	当期の組合利益額又は連結組合利益額 (18の①) + (25の①) - (31の①) (マイナスの場合は0)		23		
	改定組合損失超過合計額又は 改定連結組合損失超過合計額 (13)	8			24		
	損金算入額	9	損金算入額 ((7)と(8)のうち少ない金額)	小計	25		
組合損失額若しくは連結組合損失額の損金不算入額又は組合損失超過合計額若しくは連結組合損失超過合計額の損金算入額 (6) - (9)		10		減価償却超過額の当期認容額	26		
翌期繰越組合損失超過合計額の又は計算	前期繰越組合損失超過合計額又は 前期繰越連結組合損失超過合計額 (前期の(17))	11		受取配当等の益金不算入額	27		
	みなし組合損失超過合計額の当期加算額	12			28		
	改定組合損失超過合計額又は 改定連結組合損失超過合計額 (11) + (12)	13		小計	31		
	当期の組合損失額又は連結組合損失額の損金不算入額 (6)	14		当期の組合利益額若しくは連結組合利益額又は組合損失額 若しくは連結組合損失額 (18) + (25) - (31)	32		
	当期損金算入額 (9)	15		組合損失額若しくは連結組合損失額の損金不算入額又は組合損失超過合計額若しくは連結組合損失超過合計額の損金算入額 (10)	33		
	みなし組合損失超過合計額の翌期加算額	16		当期の組合所得の金額 又は組合欠損の金額	34		
	翌期繰越組合損失超過合計額又は 翌期繰越連結組合損失超過合計額 (13) + (14) - (15) + (16)	17					
調整出資金額の計算の基礎となる金額の明細							
出資額	区分		前期繰越額	当期中に出資をした額	翌期繰越額		
			①	最終損益計算期間末までの額	最終損益計算期間末日後の額	④	
金銭の額及び現物資産の価額又は調整価額等	35	円		円	円		
組合員持分担保債務の額に相当する金額	36						
負債の額	37						
差引出資額	38						
組合利益積立金額等	区分		前期繰越額	当期中の増減	翌期繰越額		
			①	②	③	④	
	39	円		円	円		
	40						
	41						
	42						
組合損失超過合計額等累計額	43		(9)	(6)			
組合事業による当期利益 又は当期欠損の額の累計額	44			(18の②)			
組合利益積立金額 (39)から(44)までの計)	45						
投資資勘定	46						
分配額	区分		前期繰越額	当期中に分配を受けた額	翌期繰越額		
			①	②	③	④	
金銭の額及び現物資産の価額又は調整価額	47	円		円	円		
組合員持分担保債務の額に相当する金額	48						
負債の額	49						
差引分配額	50						
組合事業に係る簿価純資産額	51						

## 別表九（三）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が措置法第67条の12第1項若しくは第2項（組合事業に係る損失がある場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合、同条第1項に規定する特定組合員に該当する場合若しくは同法第67条の13第1項（有限責任事業組合契約による組合事業に係る損失がある場合の課税の特例）の組合員である場合又は連結法人が同法第68条の105の2第1項若しくは第2項（連結法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合、同条第1項に規定する特定組合員に該当する場合若しくは同法第68条の105の3第1項（連結法人の有限責任事業組合契約による組合事業に係る損失がある場合の課税の特例）の組合員である場合に、同法第67条の12第3項第3号又は第67条の13第1項に規定する組合事業ごとに記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「損金不算入額」の各欄は、法人が措置法第67条の12第1項若しくは第67条の13第1項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の105の2第1項若しくは第68条の105の3第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。

3 「損金不算入額6」の欄は、「調整出資金額5」の欄が0を下回る場合又は措置法第67条の12第1項若しくは第68条の105の2第1項に規定する組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれるものとして政令で定める場合に該当する場合にあっては「(4)～(5)又は」を消し、その他の場合にあっては「又は(4)」を消します。

4 当該事業年度又は連結事業年度において組合員（措置法第67条の12第1項に規定する組合員又は同法67条の13第1項に規定する組合員をいいます。以下同じ。）の地位の承継を受けた場合において、措置法令第39条の31第14項若しくは第39条の32第7項又は第39条の125の2第10項若しくは第39条の125の3第7項（組合事業に係る損失がある場合の課税の特例等）の規定により組合損失超過額合計額（同法第67条の12第2項又は第67条の13第2項に規定する組合損失超過額合計額をいいます。）又は連結組合損失超過額合計額（同法第68条の105の2第2項又は第68条の105の3第2項に規定する連結組合損失超過額合計額をいいます。）とみなされる金額があるときは、当該金額を、当該承継を受けた日が最終損益計算期間（同令第39条の31の第5項第1号若しくは第39条の125の2第3号第1号に規定する最終組合損益計算期間又は同令第39条の32第2項第1号若しくは第39条の125の3第2号第1号に規定する最終組合計算期間をいいます。5において同じ。）終了の日以前である場合又は当該終了の日後である場合の区分に応じそれぞれ「みなし組合損失超過額合計額の当期加算額12」の欄又は「みなし組合損失超過額合計額の翌期加算額16」の欄に記載します。

5 「金銭の額及び現物資産の価額又は調整価額等35」の「当期中に出資をした額」の各欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 組合員（措置法第67条の12第3項第2号に規定する匿名組合契約等を締結しているものを除きます。）が金銭以外の資産を出資した場合には、当該資産に係る措置法令第39条の31第5項第1号イ及びロに掲げる金額の合計額、同令第39条の32第2項第1号イ及びロに掲げる金額の合計額、同令第39条の125の2第3項第1号イ及びロに掲げる金額の合計額又は同令第39条の125の3第2項第1号イ及びロ掲げる金額の合計額を記載します。

(2) 当該事業年度又は連結事業年度において組合員の地位の承継を受けた場合には、調整出資金加算額（措置法第39条の31第6項各号、第39条の32第3項各号、第39条の125の2第4項各号又は第39条の125の3第3項各号に定める金額をいいます。6において同じ。）を、当該承継を受けた日が最終損益計算期間終了の日以前である場合又は当該終了の日後である場合の区分に応じそれぞれ「最終損益計算期間末日までの額②」の欄又は「最終損益計算期間末日後の額③」の欄に記載します。

6 当該事業年度又は連結事業年度において組合員の地位の承継を受けた場合には、次に掲げる承継の区分に応じそれぞれ次に定める金額を「投資勘定46」の「増③」の欄に記載します。

(1) 適格合併等（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）による承継

当該適格合併等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の措置法令第39条の31第6項第2号若しくは第39条の32第3項第2号に規定する適格合併等事業年度等若しくは同令第39条の31第6項第3号若しくは第39条の32第3項第3号に規定する適格分社型分割等前事業年度等又は同令第39条の125の2第4項第2号若しくは第39条の125の3第3項第2号に規定する適格合併等前連結事業年度等若しくは同令第39条の125の2第4項第3号若しくは第39条の125の3第3項第3号に規定する適格分社型分割等前連結事業年度等この表の「投資勘定46」の「翌期繰越額④」の欄の金額

(2) 適格合併等による承継以外の承継 その対価の額から調整出資金加算額を減算した金額

7 「金銭の額及び現物資産の価額又は調整価額47」の欄は、組合員（措置法第67条の12第3項第2号に規定する匿名組合契約等を締結しているものを除きます。）が金銭以外の資産の分配を受けた場合には、措置法施行令第39条の31第5項第3号イ及びロに掲げる金額の合計額、同令第39条の32の第2項第3号イ及びロに掲げる金額の合計額、同令第39条の125の2第3項第3号イ及びロに掲げる金額の合計額又は同令第39条の125の3第2項第3号イ及びロに掲げる金額の合計額を記載します。